令和４年３月14日

各事業所・施設管理者　様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

施設内療養を行う高齢者施設等へのサービス提供体制確保事業補助金の支援拡充について（ご案内）

日ごろから本府福祉行政の推進にご協力をいただき、ありがとうございます。

本府におきましては、令和３年度事業として、感染症が発生又は濃厚接触者に対応した事業所・施設等に対するかかり増し経費を補助するサービス提供体制確保事業を実施しており、施設内療養者が発生した場合についても補助対象として支援しています。

この度、国において、施設内療養を行った高齢者施設等に対する補助の拡充が行われたことに対応し、支援を拡充するとともに、府独自でも、さらに上乗せ補助を実施することといたしましたのでお知らせします。

なお、本補助金の申請手続き等の詳細については、下記の大阪府ホームページにてご確認ください。

また、ご不明な点がございましたら、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

記

１．大阪府ホームページ

「大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設に対するサービス提供体制確保事業

補助金について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/service/index.html>

２．追加補助の対象

　　施設内療養を行った以下の高齢者施設等

・介護老人福祉施設　・地域密着型介護老人福祉施設

・介護老人保健施設

・介護医療院　・介護療養型医療施設

・認知症対応型共同生活介護事業所

・養護老人ホーム　・軽費老人ホーム　・有料老人ホーム　・サービス付き高齢者向け住宅

・短期入所生活介護事業所　・短期入所療養介護事業所

３．申請受付開始日

　　**令和4年3月14日（月曜日）**

４．その他

政令指定都市・中核市に所在する介護サービス事業所・施設等については、各市で事業が実施されます。

施設内療養を行う高齢者施設等への更なる追加補助に関する申請手続き等については、現在、各市で準

備中ですので、詳細は各市へお問い合わせください。

|  |
| --- |
| 【お問い合わせ先】大阪府 福祉部 高齢介護室 介護事業者課サービス提供体制確保事業補助金担当電話番号：０６－６９４１－０３５１（代表）内　　線：４９３５，４９３６ |